

変更点一覧

おりベネットワーク 放送

ひまわりネットワーク株式会社デジタル放送サービス契約約款（おりベネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）

現行	改正
付則	付則 <u>19 この約款は、2024年12月1日より施行します。</u>
別表 (1) 加入契約料金及び利用料金 利用料金 ①デジタル放送サービス月額基本利用料金 —5) 光レギュラー＋4Kスポーツ —4,400円（税込4,840円） —（上記料金には光放送端末、光通信端末、無線通信端末（子機）、及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません） —※上記サービスは2023年12月22日に新規申込・プラン変更受付を終了しました。 —また2024年3月31日を以ってサービス提供を終了しました。 —6) 光劇スポ＋4Kスポーツ —4,400円（税込4,840円） —（上記料金には光放送端末、光通信端末、無線通信端末（子機）、及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません） —※上記サービスは2023年12月22日に新規申込・プラン変更受付を終了しました。 —また2024年3月31日を以ってサービス提供を終了しました。 —7) 光ハッピー＋4Kスポーツ —6,200円（税込6,720円） —（上記料金には光放送端末、光通信端末、無線通信端末（子機）、及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます。なお、新4K放送対応S T B利用料金は含まれません） —※上記サービスは2023年12月22日に新規申込・プラン変更受付を終了しました。 —また2024年3月31日を以ってサービス提供を終了しました。 ③楽録月額利用料金 （略） ④ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 （略） ⑤新4K放送対応S T B月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 400円（税込 440円） ⑥新4K放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 1,300円（税込1,430円） ※おりベ光バック1ギガトリブルの場合、1台目はデジタルホームターミナル1台につき400円（税込440円）。 台目以降はデジタルホームターミナル1台につき1,300円（税込1,430円） ⑦新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 2,400円（税込2,640円）	別表 (1) 加入契約料金及び利用料金 利用料金 < 削除 > < 削除 > < 削除 > ③楽録及び新4K放送対応楽録月額利用料金 （略） ④ブルーレイ搭載楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 （略） < 削除 >
4 解除料(2022年7月1日以降に締結した契約)	4 解除料(2022年7月1日以降に締結した契約)

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料（非課税）
楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 900円 (税込 990円)	1年間 (12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 2,000円 (税込 2,200円)	2年間 (24ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
新4K放送対応楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 1,300円 -(税込 1,430円)-	1年間 (12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 ※うち新4K放送対応STB月額利 用料金400円 (税込440円)を除く
新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 2,400円 -(税込 2,640円)-	2年間 (24ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額 ※うち新4K放送対応STB月額利 用料金400円 (税込440円)を除く

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料（非課税）
楽録及び新4K放送対応楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 900円 (税込 990円)	1年間 (12ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
ブルーレイ搭載楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 2,000円 (税込 2,200円)	2年間 (24ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
< 削 除 >			
< 削 除 >			

機密1_公開

変更点一覧

おりベネットワーク 通信

ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款（おりベ光）（おりベネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）

現行	改正																								
ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款 （おりベ光） （おりベネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）	ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款 （おりベネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）																								
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="261 485 1478 829"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14 光通信端末</td> <td>当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備</td> </tr> <tr> <td>15 光接続箱</td> <td>引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点</td> </tr> <tr> <td>< 追 加 ></td> <td></td> </tr> <tr> <td>< 追 加 ></td> <td></td> </tr> <tr> <td>< 追 加 ></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	14 光通信端末	当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備	15 光接続箱	引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点	< 追 加 >		< 追 加 >		< 追 加 >		<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1587 485 2804 829"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14 光通信端末</td> <td>光サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通</td> </tr> <tr> <td>15 光接続箱</td> <td>光サービスにおいて、引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点</td> </tr> <tr> <td>16 同軸通信端末</td> <td>同軸（HFC）サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備</td> </tr> <tr> <td>18 保安器</td> <td>同軸（HFC）サービスにおいて、引込線と通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点</td> </tr> <tr> <td>26 接続機器</td> <td>IP電話サービスを利用するために必要となるアダプタまたはモデム等の機器</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	14 光通信端末	光サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通	15 光接続箱	光サービスにおいて、引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点	16 同軸通信端末	同軸（HFC）サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備	18 保安器	同軸（HFC）サービスにおいて、引込線と通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点	26 接続機器	IP電話サービスを利用するために必要となるアダプタまたはモデム等の機器
用語	用語の意味																								
14 光通信端末	当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備																								
15 光接続箱	引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点																								
< 追 加 >																									
< 追 加 >																									
< 追 加 >																									
用語	用語の意味																								
14 光通信端末	光サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通																								
15 光接続箱	光サービスにおいて、引込線と光通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点																								
16 同軸通信端末	同軸（HFC）サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備																								
18 保安器	同軸（HFC）サービスにおいて、引込線と通信端末を接続する機器、当社資産と契約者資産の責任分界点																								
26 接続機器	IP電話サービスを利用するために必要となるアダプタまたはモデム等の機器																								
第2章 加入契約 (契約者の単位) 第6条 (略)	第2章 加入契約 (加入者 の単位) 第6条 (略)																								
(加入申込の承諾) 第8条 < 追 加 >	(加入申込の承諾) 第8条 3 料金表に定めるマンション接続サービスの申込みをすることができる者は、対応集合住宅の入居者に限ります。																								
(最低利用期間) 第9条 4 インターネット接続サービスについては、加入時期に応じて取り扱いが異なります。詳細は以下のとおりです (1) 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合 おりベ光パック1ギガトリプル、おりベ光パック500メガトリプルについては、第1項の最低利用期間は、各おりベ光パックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月から起算して3年間とします。3年契約終了月の当月（36ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌月（37ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌々月（38ヶ月目の月の1日から末日まで）のように、契約日から満3年（整数倍）の期間が終了する当月及び経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。 最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、契約者は当社に対し、事項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。ただし、2022年6月30日までにおりベ光パックを締結している契約者の解除料は、2022年7月以降の自動更新月（37ヶ月目）にて廃止となります。解除料は、下記表に記載した額とします。	(最低利用期間) 第9条 4 インターネット接続サービスについては、加入時期に応じて取り扱いが異なります。詳細は以下のとおりです (1) 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合 マンション接続サービス110Mbpsコース、200Mbpsコースについては、最低利用期間はサービス提供を開始した日から起算して1年半とします。最低利用期間内に、マンション接続サービスの解除があった場合は、契約者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、解除日の属する月の翌月から最低利用期間の終了日の属する月までの未経過月数に対し、1ヶ月あたり1,310円を乗じた額とします。 おりベ光パック1ギガトリプル、おりベ光パック500メガトリプルについては、第1項の最低利用期間は、各おりベ光パックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月から起算して3年間とします。3年契約終了月の当月（36ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌月（37ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌々月（38ヶ月目の月の1日から末日まで）のように、契約日から満3年（整数倍）の期間が終了する当月及び経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。 最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、契約者は当社に対し、事項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。ただし、2022年6月30日までにおりベ光パックを締結している契約者の解除料は、2022年7月以降の自動更新月（37ヶ月目）にて廃止となります。解除料は、下記表に記載した額とします。																								
(2)2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合 光パック1ギガトリプル、光パック500メガトリプル、ツインWi-Fiパック 楽録プラス、ツインWi-Fiパックにおける、第1項の最低利用期間は、各光パックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月から起算して2年間とします。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、契約者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、料金表に規定する解除料とします。	(2)2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合 マンション接続サービス110Mbpsコース、200Mbpsコースについては、最低利用期間はサービス提供を開始した日から起算して1年とし、光パック1ギガトリプル、光パック500メガトリプル、ツインWi-Fiパック 楽録プラス、ツインWi-Fiパックにおける、第1項の最低利用期間は、各光パックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月から起算して2年間とします。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、契約者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、料金表に規定する解除料とします。																								

<p>(加入契約事項の変更) 第10条 当社は、<u>契約者</u>から請求があったときは、第7条（加入申込の方法）に規定する加入契約の内容の変更を行います。</p>	<p>(加入契約事項の変更) 第10条 当社は、<u>加入者</u>から請求があったときは、第7条（加入申込の方法）に規定する加入契約の内容の変更を行います。</p>
<p>(解約) 第16条 契約者は、加入契約を解除しようとした場合、あらかじめそのことを書面により通知していただきます。この場合において、解除の効力は、通知があった日から30日を経過する日、又は契約者がこの通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じます。</p>	<p>(解約) 第16条 契約者は、加入契約を解除しようとした場合、あらかじめそのことを書面により通知していただきます。この場合において、解除の効力は、通知があった日から30日を経過する日、又は契約者がこの通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じます。<u>契約者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。</u></p>
<p>第3章 インターネット接続サービスの内容・付加機能 (付加機能の提供) 第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。<u>< 追加 ></u></p>	<p>第3章 インターネット接続サービスの内容・付加機能 (付加機能の提供) 第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。<u>但し、Mailホスティングサービスの利用はWebホスティングサービスの利用がある場合に限りです。また、スタートプランではLAN接続サービスおよびWebホスティングサービスの利用はできません。</u></p>
<p>第4章 光通信端末の接続等 (光通信端末の提供等) 第23条 当社は、原則として、契約者が指定する場所において契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備と当社光通信端末を接続します。 2 当社及び契約者の区分は次の通りです。 (2) 光通信端末を除き、光接続箱以降の施設は契約者の施設とします。また、契約者は設置の際の使用機器、工法等について、当社の指示に従っていただきます。 (3) 集合共同引込の建物契約の場合は、光通信端末を除き、契約者施設の室内にある接続端子以降を契約者の施設とします。なお、接続端子以前の施設については、建物基本契約によります。 3 契約者は、光通信端末の交換は請求できません。ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。</p>	<p>第4章 光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の接続等 (光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の提供等) 第23条 当社は、原則として、契約者が指定する場所において契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備と当社光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を接続します。 2 当社及び契約者の区分は次の通りです。 (2) 光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を除き、光接続箱若しくは保安器以降の施設は契約者の施設とします。また、契約者は設置の際の使用機器、工法等について、当社の指示に従っていただきます。 (3) 集合共同引込の建物契約の場合は、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を除き、契約者施設の室内にある接続端子以降を契約者の施設とします。なお、接続端子以前の施設については、建物基本契約によります。 3 契約者は、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の交換は請求できません。ただし、当社が認める場合はこの限りではありません。</p>
<p>(光通信端末の設置場所) 第24条 (略)</p>	<p>(光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の設置場所) 第24条 (略)</p>
<p>(光通信端末に故障が生じた場合の措置) 第25条 (1) 当社の承諾がある場合を除き、光通信端末の停止、移動、取外し、変更、分解又は損壊をしないこと。 (2) 光通信端末を善良な管理者の注意をもって管理すること。 2 前項の規定に違反して光通信端末を亡失し、又は毀損したときは、契約者は、当社が指定する日までに、当該装置の回復、又は修理に係る費用を負担していただきます。この場合において、当該修理は、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。 3 契約者は、光通信端末に故障が生じたときは、直ちにそのことを当社に通知していただきます。 6 第4項の調査の結果、光通信端末に故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当社に対し、調査に関して要した費用を支払っていただきます。</p>	<p>(光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>に故障が生じた場合の措置) 第25条 (1) 当社の承諾がある場合を除き、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の停止、移動、取外し、変更、分解又は損壊をしないこと。 (2) 光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を善良な管理者の注意をもって管理すること。 2 前項の規定に違反して光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を亡失し、又は毀損したときは、契約者は、当社が指定する日までに、当該装置の回復、又は修理に係る費用を負担していただきます。この場合において、当該修理は、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。 3 契約者は、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>に故障が生じたときは、直ちにそのことを当社に通知していただきます。 6 第4項の調査の結果、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>に故障がないことが明らかとなったときは、契約者は、当社に対し、調査に関して要した費用を支払っていただきます。</p>
<p>(光通信端末の移転) 第26条 契約者は、別表1の技術基準等に適合し、移転先が同一敷地内又は同一建物内の場合に限り、当社電気通信設備、光通信端末の移転を請求することができます。 3 光通信端末の移転の費用については、契約者の負担となります。</p>	<p>(光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の移転) 第26条 契約者は、別表1の技術基準等に適合し、移転先が同一敷地内又は同一建物内の場合に限り、当社電気通信設備、光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の移転を請求することができます。 3 光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>の移転の費用については、契約者の負担となります。</p>
<p>第6章 利用休止・中断及び利用停止 (インターネット接続サービスの停止) 第31条 (2) <u>第48条</u>（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。 2 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用の停止するときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を契約者に通知します。但し、契約者が<u>第48条</u>1項の禁止行為を行った場合、又は当社が該当すると判断した場合は、契約者に通知せずに利用停止、又は情報の削除等の措置をとる場合があります。</p>	<p>第6章 利用休止・中断及び利用停止 (インターネット接続サービスの停止) 第31条 (2) <u>第49条</u>（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。 2 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用の停止するときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を契約者に通知します。但し、契約者が<u>第49条</u>1項の禁止行為を行った場合、又は当社が該当すると判断した場合は、契約者に通知せずに利用停止、又は情報の削除等の措置をとる場合があります。</p>

<p>第7章 料金等 (料金及び工事に関する費用) 第32条 2 (略) <u>< 追 加 ></u> <u>< 追 加 ></u> 3 (略)</p>	<p>第7章 料金等 (料金及び工事に関する費用) 第32条 2 (略) 3 <u>当社は、加入契約料金、引込工事及び特殊工事の費用、延滞金その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。</u> 4 <u>加入者は、前3項に定める利用料金等を加入申込書記載の指定期日に、会社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとしします。</u> 5 (略)</p>
<p><u>< 新 設 ></u></p>	<p><u>(利用料金の計算)</u> 第33条 <u>基本利用料金は、インターネット接続サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算します。</u> 2 <u>前1項において、サービスの変更または休止若しくは再開があった場合には、変更後のサービス料金をお支払いいただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、それぞれの料金を日割り計算によりお支払いいただきます。</u> 3 <u>付加機能サービス利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。</u></p>
<p>(工事費の支払い) 第34条 契約者は、引込端子以降のすべての設備（光通信端末は除く）の設置に要する工事費を支払っていただきます。</p>	<p>(工事費の支払い) 第35条 契約者は、引込端子以降のすべての設備（光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>は除く）の設置に要する工事費を支払っていただきます。</p>
<p>(料金等の支払い) 第35条 契約者は、別表に定める料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所、金融機関において支払っていただきます。</p>	<p>(料金等の支払い) 第36条 契約者は、<u>料金表に規程する</u>料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所、金融機関において支払っていただきます。</p>
<p>第10章 雑則 (契約者からの電気の提供等) 第51条 当社が契約に基づき設置する光通信端末に必要な電気は、契約者から提供していただきます。また当社が契約に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は契約者に提供していただきます。</p>	<p>第10章 雑則 (契約者からの電気の提供等) 第52条 当社が契約に基づき設置する光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>に必要な電気は、契約者から提供していただきます。また当社が契約に基づき設置する電気通信設備に伴い電気が必要な場合は契約者に提供していただきます。</p>
<p>(不正利用の禁止) 第55条 当社は、契約者が第7条で通知した以外の場所で光通信端末を接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。</p>	<p>(不正利用の禁止) 第56条 当社は、契約者が第7条で通知した以外の場所で光通信端末<u>若しくは同軸通信端末</u>を接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。</p>
<p><u>< 新 設 ></u></p>	<p><u>(IP-VODの利用)</u> 第59条 <u>IP-VODの利用は、「IP-VODサービス milplus (みるプラス) 加入契約約款」および「IP-VODサービス利用規約」に定めるところによります。</u></p>
<p>(サイバー攻撃への対処) 第59条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が行う特定アクセス行為(機構法の平成13年1月6日から施行の附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします)に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第116条の42 2第1項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>	<p>(サイバー攻撃への対処) 第61条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が<u>サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って</u>、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>
<p>附則 (実施期日)</p>	<p>附則 (実施期日) 20 <u>この約款は、2024年12月1日より実施いたします。</u></p>

料金表
利用料金
1 インターネット接続サービス
1-1 適用
利用料の適用については、約款第30条（料金及び工事に関する費用）に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、1-2（利用料）の規定の額とします。

料金表
利用料金
1 インターネット接続サービス
1-1 適用
利用料の適用については、約款第32条（料金及び工事に関する費用）に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、1-2（利用料）の規定の額とします。

1-2 利用料

< 追 加 >

サービス名	単位	料金額（月額）
（略）	（略）	（略）
光10ギガ	1 契約者回線ごとに	8,500円（税込 9,350円） （光通信端末、無線通信端末（親機）料金を含みます。） メールアドレス標準提供数 11個

< 追 加 >

1-2 利用料

【おりべ光】

サービス名	単位	料金額（月額）
（略）	（略）	（略）
光10ギガ	1 契約者回線ごとに	8,500円（税込 9,350円） （光通信端末、無線通信端末（親機） <u>レンタル</u> 料金を含みます。） メールアドレス標準提供数 11個

【同軸（HFC）】

サービス名	単位	料金額（月額）
<u>スタートプラン(10Mbps)</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>3,119円（税込 3,430円）</u> <u>（同軸通信端末レンタル料を含みます。）</u> <u>メールアドレス標準提供数 1個</u>
<u>ステップアッププラン(33Mbps)</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>4,262円（税込 4,688円）</u> <u>（同軸通信端末レンタル料を含みます。）</u> <u>メールアドレス標準提供数 1個</u>
<u>スタンダードプラン(110Mbps)</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>4,739円（税込 5,212円）</u> <u>（同軸通信端末レンタル料を含みます。）</u> <u>メールアドレス標準提供数 6個</u>
<u>プレミアムプラン(200Mbps)</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>5,500円（税込 6,050円）</u> <u>（同軸通信端末レンタル料を含みます。）</u> <u>メールアドレス標準提供数 11個</u>
<u>マンションタイプ 110Mbps コース</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>3,429円（税込3,771円）</u> <u>（同軸通信端末レンタル料を含みます。）</u> <u>メールアドレス標準提供数6個</u>
<u>マンションタイプ 200Mbps コース</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>4,572円（税込5,029円）</u> <u>（同軸通信端末レンタル料を含みます。）</u> <u>メールアドレス標準提供数11個</u>
<u>サービス休止時の設備維持管理費</u>	<u>契約者ごとに</u>	<u>400円(税込 440円)</u>

2 付加機能サービス
2-1 適用
< 追 加 >

メッシュWi-Fiサービス ※2024年9月30日を以って新規申込・プラン変更受付を終了します	網目状に張り巡らされたWi-Fiネットワークを構築する宅内Wi-Fiサービスを適用します。
DAZNサービス ※2024年9月30日を以って当社経由での新規申込・プラン変更受付を終了します。	定額制動画配信サービス「DAZNサービス」を適用します。 ※DAZN Limited社の定める利用規約（以下「DAZN社規約」といいます。）への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。

2 付加機能サービス
2-1 適用

区分	内容
<u>Webホスティングサービス</u> <u>（新規受付終了）</u>	<u>契約者があらかじめ取得した仮想ドメイン名（あらかじめ契約者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）により、情報ページを使用して当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。</u>
<u>Mailホスティングサービス</u> <u>（新規受付終了）</u>	<u>契約者があらかじめ指定した仮想ドメイン名（あらかじめ契約者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。</u>
メッシュWi-Fiサービス ※2024年9月30日を以って新規申込・プラン変更受付を終了しました	網目状に張り巡らされたWi-Fiネットワークを構築する宅内Wi-Fiサービスを適用します。
DAZNサービス ※2024年9月30日を以って当社経由での新規申込・プラン変更受付を終了しました。	定額制動画配信サービス「DAZNサービス」を適用します。 ※DAZN Limited社の定める利用規約（以下「DAZN社規約」といいます。）への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。

2-2 利用料

< 追加 >

メッシュWi-Fiサービス ※2024年9月30日を以って新 規申込・プラン変更受 付	1の契約毎に (機器 (Pod) は標準2台セッ ト)	900円 (税込 990円)
メッシュWi-Fiサービス機 器 (Pod) 追加 ※2024年9月30日を以って新 規申込・プラン変更受 付	1の機器毎に	500円 (税込 550円) ※メッシュWi-Fiサービスの加入が必要で す。
DAZNサービス ※2024年9月30日を以って 当社経由での新規申 込・ プラン変更受付を終了	1の機器毎に	税込 4,200円

< 追加 >

2-4 工事費 (2022年7月1日以降に締結した契約)

引込工事費	実費
-------	----

2-7 解除料 (2022年7月1日以降に締結した契約)

< 追加 >

2-8 貸与機器価格相当分

< 追加 >

2-2 利用料

種類	単位	料金額 (月額)
<u>Web</u> ホスティングサー ビス料金	100MBまで	<u>35,000円 (税込 38,500円)</u>
	100MBを超え 100MB毎に	<u>10,000円 (税込 11,000円)</u>
<u>Mail</u> ホスティング サービス料金	20のメールアカ ウントまで	<u>10,000円 (税込 11,000円)</u>
	20のメールアカ ウントを超え 20のメールアカ ウント毎に	<u>6,000円 (税込 6,600円)</u>
メッシュWi-Fiサービス ※2024年9月30日を以って新 規申込・プラン変更受 付	1の契約毎に (機器 (Pod) は標準2台セッ ト)	900円 (税込 990円)
メッシュWi-Fiサービス機 器 (Pod) 追加 ※2024年9月30日を以って新 規申込・プラン変更受 付	1の機器毎に	500円 (税込 550円) ※メッシュWi-Fiサービスの加入が必要で す。
DAZNサービス ※2024年9月30日を以って 当社経由での新規申 込・ プラン変更受付を終了	1の機器毎に	税込 4,200円

※ご注意：利用料金、工事費は、加入促進の為割引することがあります。

2-4 工事費 (2022年7月1日以降に締結した契約)

引込工事費	<u>30,000円 (税込 33,000円)</u>
-------	-----------------------------

2-7 解除料 (2022年7月1日以降に締結した契約)

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料 (非課税)
<u>マンション接続サービス 110Mbps (HFC)</u>	<u>3,429円 (税込 3,771円)</u>	<u>1年間 (12ヶ月)</u>	<u>3,000円</u>
<u>マンション接続サービス 200Mbps (HFC)</u>	<u>4,572円 (税込 5,029円)</u>	<u>1年間 (12ヶ月)</u>	

2-8 貸与機器価格相当分

貸与機器	損害賠償金
<u>同軸通信端末</u>	<u>25,000円 (税込 27,500円)</u>

ケーブルライン利用規約(おりべ)

現行	改正								
附則	附則 本規約は2024年12月1日から適用します。								
別表2 オプションサービス (追加)	別表2 オプションサービス <table border="1" data-bbox="1703 380 2783 466"> <thead> <tr> <th data-bbox="1703 380 2074 411">種類</th> <th data-bbox="2074 380 2430 411">単位</th> <th data-bbox="2430 380 2783 411">料金額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1703 411 2074 466"></td> <td data-bbox="2074 411 2430 466">1通につき</td> <td data-bbox="2430 411 2783 466">200円(税込 220円)</td> </tr> </tbody> </table>			種類	単位	料金額(月額)		1通につき	200円(税込 220円)
種類	単位	料金額(月額)							
	1通につき	200円(税込 220円)							